

曲金ケアサポート運営規程

(事業の目的)

第1条 曲金ケアサポート（以下「事業所」という）が行う指定居宅支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

事業所は、要介護者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 曲金ケアサポート
- (2) 所在地 静岡市駿河区曲金6丁目13番14号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

- (1) 管理者 1名
事業所には介護保険法施行規則第四百十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員である管理者を置く。管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介などを行う。
- (3) 事務職員（非常勤） 必要に応じ配置
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料金)

第 6 条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

- (1) 市町村からの委託を受けて行う調査
 - (2) 居宅サービス計画の作成
 - (3) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点から往復道程 1 km 毎に 1 0 0 円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施区域)

第 7 条 通常の事業の実施区域は、井川地域、藁科地域、由比地域、蒲原地域を除いた静岡市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第 8 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務全体を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(感染症予防の取り組み)

第 9 条 事業所は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症予防委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

- 2 感染症予防委員会はおおむね 6 カ月に 1 度開催する。
- 3 感染症予防の研修及び訓練は 1 年に 1 回程度開催する。

(事業継続計画の策定)

第 1 0 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業員に対し業務継続計画を周知し、必要な研修および訓練を年に 1

回程度実施する。

- 3 ただし業務継続計画については、令和3年度中に作成し、必要な研修および訓練は令和4年度から実施する。
- 4 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置き、委員会を設置し、その結果について従業者に周知する。

2 事業所は、虐待防止のための指針を整備する。

3 従業者は、虐待防止のための研修を定期的に受講する。

(ハラスメントの防止)

第12条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を定め、必要な措置を講じる。

附記

この規程は、平成27年2月16日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。